

浜松市奨学金返還支援補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 中小企業の認定等（第3条－第5条）
- 第3章 交付対象者の認定等（第6条－第8条）
- 第4章 補助金の交付要件及び交付決定等（第9条－第13条）
- 第5章 認定企業の協力金（第14条）
- 第6章 補助金の請求及び交付等（第15条－第18条）
- 第7章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 市長は、本市の将来を担う産業人材の確保及び若年者の移住及び定住を促進するため、市内の中小企業の事業所に勤務し、奨学金を返還する者に対して、予算の範囲内において交付する浜松市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）その他市長が認めるものをいう。
- (2) 大学生等 大学等に在籍する者をいう。
- (3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金、その他地方公共団体等が大学生等に対して学資として貸与する資金で市長が認めるものをいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者で本市の区域内に事業所を有するものその他市長が認めるものをいう。

第2章 中小企業の認定等

（中小企業の認定）

第3条 この要綱の定めるところにより、中小企業の事業所に勤務し、奨学金を返還する者を支援しようとする中小企業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすことについて、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 本市に対し、その事務所に勤務する者が奨学金を返還するための補助金の費用に充てるための協力金（市長が定める額に限る。）を納める予定であること。
- (2) 奨学金を返還し、又は返還する予定である大学生等を勤務させる事業所（本市の区域内に所在するものに限る。）を有すること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 労働基準法、職業安定法その他労働関係法令をはじめとした法令に違反していないこと。
- (5) 浜松就職・転職ナビ「JOBはま！」に登録していること。

2 前項の認定を受けようとする中小企業は、市長が別に定める日までに浜松市奨学金返還支援補助金認定企業申請書（第1号様式。電磁的記録を含む。）をもって、市長に対して申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において当該申請をした中小企業が第1項各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、同項の認定をし、その旨を浜松市奨学金返還支援補助金認定企業通知書（第2号様式。電磁的記録を含む。）により当該中小企業に通知するものとする。

（中小企業の届出）

第4条 前条第1項の認定を受けた中小企業（以下「認定企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する事業所を閉鎖したとき。
- (2) 中小企業に該当しなくなったとき。
- (3) 前条第1項の認定を辞退しようとするとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の届出は、浜松市奨学金返還支援補助金認定企業届出書（第3号様式。電磁的記録を含む。）に市長が必要と認める書類（電磁的記録を含む。）を添付して市長に提出して行わなければならない。

（中小企業の認定の取消し）

第5条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第1項の認定を取り消し、その旨を浜松市奨学金返還支援補助金認定企業の認定取消しについて（第4号様式。電磁的記録を含む。）により当該認定企業に通知するものとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

第3章 交付対象者の認定等

(交付対象者の認定)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が別に定める日までに、次に掲げる要件を満たすことについて、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 交付対象者の認定を受けようとする日が属する年度末において満30歳以下の者
- (2) 浜松市内に所在する事業所と期間の定めのない労働契約を結び、契約開始日から180日以内であること、もしくは期間の定めがない労働契約をしていないこと。
- (3) 第3条第1項の認定を受けた中小企業（以下「認定企業」という。）と期間の定めがない労働契約を締結し、当該認定企業の事業所（本市の区域内に所在するもの又は市長が認めるものに限る。）において勤務している、もしくは勤務する予定であること。
- (4) 奨学金を返還し、又は返還する予定であること。
- (5) 補助金の交付を受けようとする期間において、奨学金を対象とした類似の助成を受ける予定がないこと。
- (6) 浜松就職・転職ナビ「JOBはま！」に登録していること。

2 前項の認定を受けようとする者は、浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書（第5号様式。電磁的記録を含む。）に次に掲げる書類を添付して、市長に対して申請しなければならない。

- (1) 認定企業と結んだ期間の定めのない労働契約の契約開始日から180日以内であることが確認できる書類、もしくは認定企業に勤務する予定であることが確認できる書類（電磁的記録を含む。）
- (2) 奨学金の借入金額の月額及び総額が確認できる書類（電磁的記録を含む。）
- (3) その他市長が必要と認める書類（電磁的記録を含む。）

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において当該申請をした者が第1項各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、同項の認定をし、その旨を浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者認定通知書（第6号様式。電磁的記録を含む。）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において当該申請をした者が第1項各号に掲げる要件を満たすことが認められないときは、その旨を浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者の認定について（第7号様式。電磁的記録を含む。）により当該申請者に通知するものとする。

(交付対象者の届出)

第7条 前条第1項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第1項の認定を辞退しようとするとき。
- (2) 認定企業を退職したとき。
- (3) 認定企業に就職を予定していた日に就職しなかったとき
- (4) 留年、休学又は退学をしたとき。
- (5) 返還免除等により返還すべき奨学金が減額されたとき（他の機関等から奨学金返還について支援を受けることになったときを含む。）。
- (6) 住所又は氏名の変更があったとき。
- (7) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による届出は、浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者届出書（第8号様式。電磁的記録を含む。）に市長が必要と認める書類（電磁的記録を含む。）を添付して市長に提出して行わなければならない。

(交付対象者の認定の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項の認定を取り消し、その旨を浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者の認定取消しについて（第9号様式。電磁的記録を含む。）により当該者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき（市長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。）。
- (2) 奨学金の全部の返還が免除されたとき（他の機関等から奨学金返還について支援を受けることになったときを含む。）。
- (3) 勤務を予定し、又は勤務をしている認定企業が第3条第1項の認定の取消しを受けたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

第4章 補助金の交付要件及び交付決定等

(補助金の交付要件)

第9条 補助金を交付できる者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市長が別に定める日までに、第6条第1項の認定を受けていること。
- (2) 認定企業と期間の定めのない労働契約を締結し、第12条第1項の規定による申請

時において当該認定企業の事業所（本市の区域内に所在するもの又は本市の区域内に主たる事務所が所在するものに限る。）に1年以上勤務していること。

- (3) 勤務する中小企業が第3条第1項の認定を受けていること。
- (4) 市内に居住すること。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 第13条の規定による最初の交付決定を受けることができる年度から起算して6年度以内（以下「上限期間」という。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号にいずれかに該当する者は、交付対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（補助金の交付対象）

第10条 補助金の交付対象は、第12条の補助金交付申請をする年度の前年度10月返還分から補助金交付申請年度9月返還分までとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、前条の交付対象における奨学金の返還額又は180,000円のいずれか低い金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、上限期間における補助金の額の総額は、1,080,000円以下とする。

（補助金交付の申請）

第12条 第6条第1項の認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期間に、浜松市奨学金返還支援補助金交付申請書（第10号様式。電磁的記録を含む。）に次に掲げる書類を添付して市長に対して申請しなければならない。

- (1) 大学等の卒業を証する書類の写し（初回申請時のみ。すでに提出している場合は不要。電磁的記録を含む。）
- (2) 在職証明書（第11号様式。電磁的記録を含む。）

- (3) 市長が別に定める方法による本人確認をしない場合にあつては、マイナンバーカード表面の写し（電磁的記録を含む。）又は住民票の写し（発行後3月を経過しないものに限る。電磁的記録を含む。）
- (4) 奨学金の返還状況を証する書類（電磁的記録を含む。）
- (5) その他市長が必要と認める書類（電磁的記録を含む。）

（補助金交付の決定）

第13条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において当該申請をした者が第9条第1項各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、補助金の交付決定をし、その旨を浜松市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（第12号様式。電磁的記録を含む。）により通知するものとする。

第5章 認定企業の協力金

（認定企業の協力金）

- 第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定をしたときは、当該交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）を雇用する認定企業に対し、別表に定める協力金の納付を求めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により算出した協力金について、浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者及び協力金額決定通知書（第13号様式。電磁的記録を含む。）により、認定企業に通知するものとする。

第6章 補助金の請求及び交付等

（補助金の請求）

第15条 交付決定者は、市長が別に定める日までに浜松市奨学金返還支援補助金交付請求書（第14号様式。電磁的記録を含む。）に補助金の振込口座が分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、協力金が納付されたことを確認した後に交付決定者へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたと認めるとき、又は市長が定める日までに勤務する認定企業が市への協力金

を納付しないときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、及び補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金を交付しているときは、その返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したとき及び返還を命じるときは、浜松市奨学金返還支援補助金交付決定取消及び返還命令書（第15号様式。電磁的記録を含む。）により通知し、返還を命じるときには期限を定めて交付した補助金を返還させるものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第19条 交付決定者は、前条第1項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

第7章 雑則

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和2年度から令和8年度までに第6条第1項の規定により認定を受けた者の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区分	協力金の額
認定企業	第11条に規定する補助金の額の 2分の1 ただし、千円未満の端数が生じる場合は、 これを切り捨てた額とする。
認定企業で以下のいずれかの認証を受けている企業	第11条に規定する補助金の額の 3分の1 ただし、千円未満の端数が生じる場合は、 これを切り捨てた額とする。
① 浜松市ワーク・ライフ・バランス等 推進事業所	
② 浜松市高齢者活躍宣言事業所	